



中小企業 経営強化税制

2年間延長になりました ▶ 2023年3月31日 まで

制度を活用すれば、
購入された
機械について
優遇措置があります。

即時
償却 **100%**

または

税額
控除 **10%**

資本金1億円以下で
3,000万円を
超える法人の場合 | 税額
控除 **7%**

試算シミュレーション (資本金3,000万円以下の場合)

(試算条件) ■3月度決算/機械購入1月度 ■ヤンマーのショベルを5,000,000円で購入 ■法人税15%
■当期期末利益10,000,000円 ■償却期間6年 定率償却(200%定率)にて償却

[単位:円]	当年利益	購入額	初年度 償却金額	税額控除	当期法人税	当期償却後 資産額	初年度法人税 軽減効果
通常償却			416,250		1,437,563	4,583,750	
即時償却	10,000,000	5,000,000	4,999,999		750,000	1	687,562
税額控除			416,250	500,000	937,563	4,583,750	500,000

即時償却なら

購入初年度にて機械購入額を全て償却できるため、
購入初年度決算時当期法人税687,562円軽減!

税額控除なら

購入初年度の法人税から
機械購入額の10%が減額されるため、
購入初年度決算時当期法人税500,000円軽減!
さらに来期以降も償却可能!

※ 実際の金額は、お客様の決算状況により異なりますので、詳細はお客様の顧問税理士・専門家などへお問い合わせください。
※ 申告される決算年度内に納入し、使用されることが条件です。

対象者

青色申告書を提出している資本金1億円以下の法人・個人事業主で
経営力向上計画を申請し、認定を受けたお客様

※ 課税所得(過去3年間平均)が15億円以下であることが条件です。
※ 中小企業等経営強化法第2条第2項に定める「中小企業者等」に該当するもの。

対象モデルは
充実のラインアップを
ご用意しています。

バックホー



ホイール
ローダー



〈対象となる機械装置の要件〉

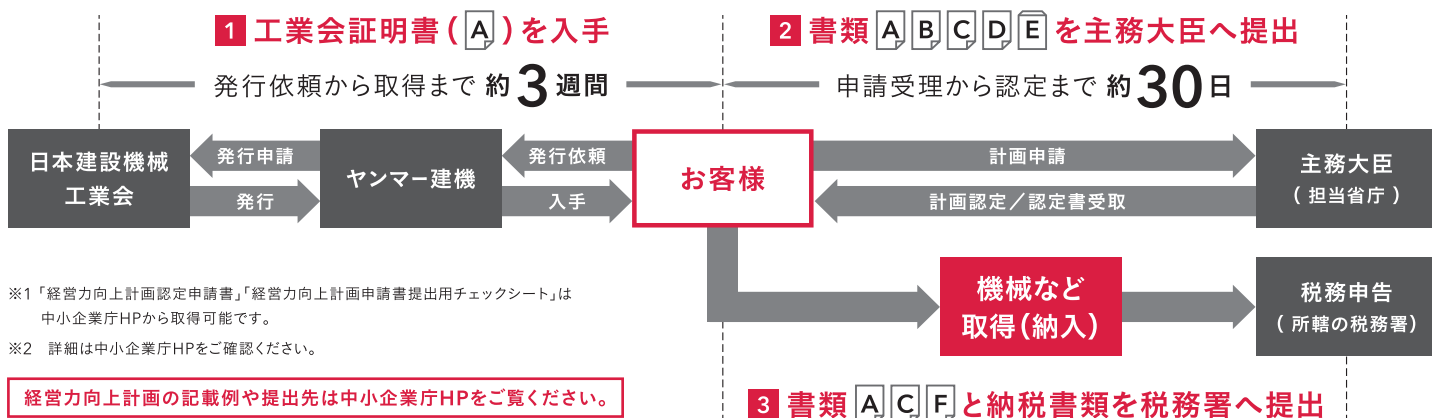
- 販売開始から10年以内のモデルであること。
- 旧モデルと比較して生産性が年平均1%以上向上していること。
- 購入価格が160万円以上であること。(オプション含む)
- 中古資産・貸付資産でないこと。

〈今回の優遇税制では〉

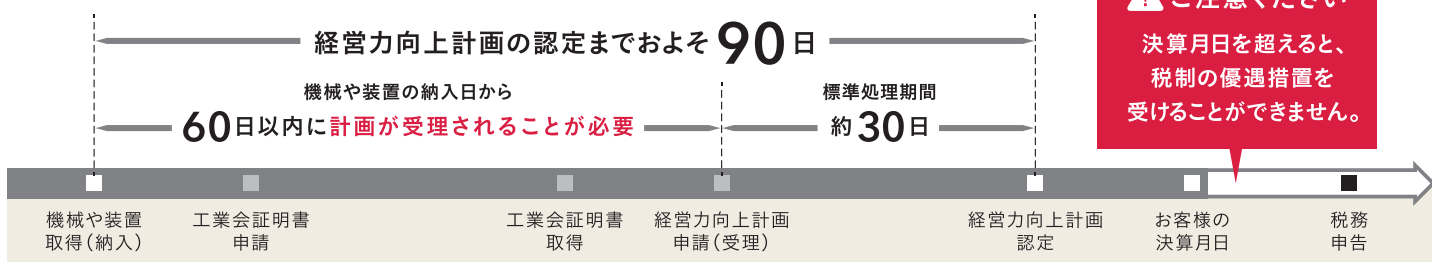
- 生産性向上に基づく固定資産の軽減措置との併用が可能です。
- 要件を満たせば旧型機も対象となります。 ※ レンタル事業用機械は対象外です。
※ A類型の場合。

中小企業経営強化税制を受けるには 「経営力向上計画」の策定・申請が必要です

「経営力向上計画」の申請には、以下の書類と手続きが必要となります。
お客様の事業年度末までに認定を受けてから、機械などの取得が「原則」です。



「例外」として機械などの取得後に申請をする場合は、下記の流れとなります。



「経営力向上計画」の認定には非常に時間がかかります。早めの申請をお願いいたします。

証明書の発行や対象機種の確認など、ご不明な点がございましたら、お気軽にお近くのヤンマー建機販売店へお問い合わせください。

ヤンマー建機株式会社

- 北日本営業部 (〒983-0025) 宮城県仙台市宮城野区福田町南1-1-10 TEL (022) 259-7201
 - 関東営業部 (〒362-0025) 埼玉県上尾市上尾下998-1 TEL (048) 778-4878
 - 中部営業部 (〒497-0050) 愛知県海部郡蟹江町学戸2丁目33番地 TEL (0567) 95-5355
 - 西部営業部 (〒577-0066) 大阪府東大阪市高井田本通1-7-30 TEL (06) 6783-1121
 - 九州営業部 (〒812-0857) 福岡県福岡市博多区西月隈1丁目5-8 TEL (092) 441-0928
 - ヤンマー沖繩株式会社 (〒901-2223) 沖縄県宜野湾市大山7-11-12 TEL (098) 898-3111
 - ヤンマー建機営業企画部 (〒833-0055) 福岡県筑後市大字熊野1717-1 TEL (0942) 70-8993
- yanmar.com

商品についてのご意見、ご質問は下記へ

掲載した内容は、予告なく変更することがあります。